

# 防犯灯に関する 今後の対応について

令和5年11月

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課

# 1 課題

## (1) 灯具の更新が必要

現在のリースにて維持管理しているLED防犯灯の耐用年数は約15年であり、約5年後以降に更新が必要となります。

## (2) 町内会での維持管理が困難

防犯灯は、リース期間満了後、各町内会に無償譲渡され、灯具の維持や更新に係る管理を町内会が担うこととなりますが、町内会加入率が低下する中、町内会での管理は困難になりつつあります。

# 1 課題

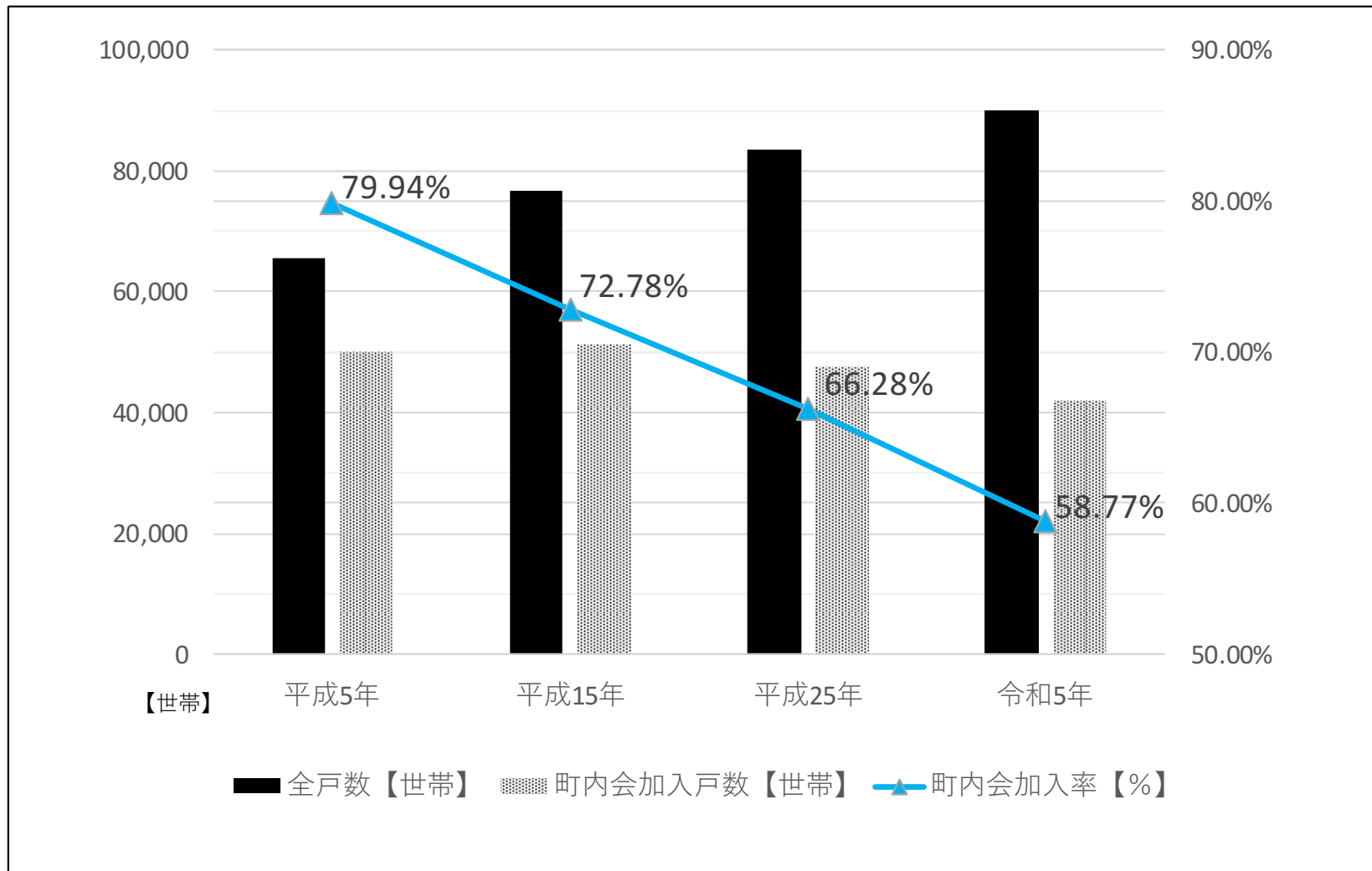
## (3) 防犯灯の撤去

町内会が解散した場合、防犯灯を撤去せざるを得ず、地域に暗がりが生じています。

## (4) 電気料金の負担

電気料金の高騰により、町内会の財政負担が増しているほか、町内会加入率の減少により、電気料金等の経費負担について不公平感が生じています。

# 町内会加入率の推移



## 2 今後の対応の考え方

### (1) 防犯灯を町内会から市に移管し、 維持管理等は市で行います

費用負担の観点から、公平感が担保できなくなりつつあり、リース終了後の防犯灯の管理も町内会での負担は難しいものと判断し、令和8年度より、防犯灯を市に移管することを目指し、市が維持管理を行う方針で取り組んでまいります。

※ 市営住宅、道営住宅、商店街等の一部防犯灯は除く。

# 市が移管を受ける防犯灯の例

## 【移管対象の防犯灯】



LED灯 10W~20W の灯具

## 【移管対象外の防犯灯】



商店街や市営・道営住宅に  
設置している灯具など  
(これまで通り電気料金は補助します)

## 2 今後の対応の考え方

### (2) 新たに設置基準を作成し、 適正な配置を行います

今後、安定的に防犯灯を維持管理できるように、新規設置などについて基準を作成し、不必要と判断される防犯灯を撤去するなど、適正な配置を行います。

※基準の一例として、「道路照明灯と重複して設置しないこと」、「設置間隔は〇〇m以上とすること」などを想定しています。

※市の設置基準を超えて設置する場合、基準を超えた分の防犯灯の維持管理経費は町内会の負担とすることを想定しています。

## 3 市への移管にあたって

### (1) 令和8年度以降（市へ移管手続き後）

- ・ 令和8年度以降の防犯灯所有者は市となります。
- ・ 移管した防犯灯の電気料金については市が直接支払いますので、町内会の支払いがなくなります。

（防犯灯維持費交付金もなくなります。）

- ・ 灯具の故障、更新等の費用負担もありません。
- ・ 不点灯などの見守りにご協力ください。



# 3 市への移管にあたって

## (2) 令和6～7年度

- ・リース期間満了後の防犯灯所有者は町内会となります。
- ・防犯灯の電気料金や電柱移設に係る経費などについては、これまでどおり町内会でお支払い願います。なお、防犯灯維持費交付金は令和7年度まで交付します。
- ・灯具の故障などが生じた場合は、市が対応します。
- ・市へ移管する防犯灯を明らかにするため、市において現況調査を行います。
- ・防犯灯の新設は一時休止します。

※この期間の新規設置の要望は、原則受け付けません。やむを得ない事情がある場合は、別途相談ください。

## 4 課題

防犯灯を市に移管することにより、町内会の役割や意義が薄れ、加入率をさらに低下させる要因となることが懸念されます。



今年度、帯広市町内会連合会が行っている「町内会あり方検討会」での議論も踏まえ、今後、具体的な対策を検討します。

## 5 今後のスケジュール（予定）

### ●令和6年度

- ・防犯灯設置状況調査
- ・防犯灯設置基準の作成

### ●令和7年度

- ・地域説明会（防犯灯の移管手続）
- ・移管希望調査、移管手続

### ●令和8年度

- ・市へ移管

## 5 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和6年3月末 第1期リース期間満了
- ・ 令和6年8月末 第2期リース期間満了

- ・ リース期間の満了に伴い、防犯灯の所有者が変更となりますが、必要な手続きはありません

（所有者：リース会社 ➡ 市町連 ➡ 町内会）

- ・ 該当町内会には別途通知します

12

---

【お問い合わせ】 帯広市 市民活動課 電話 65-4130